

よくある質問Q & A

これまで、多く寄せられた質問を掲載しております。ご質問をいただく前にご確認をお願いいたします。

1 交付の対象について

Q 廃止後の一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は交付対象となるのでしょうか。

A 交付対象となりません。

Q 一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の指定区域は交付対象となるのでしょうか。

A 交付対象となりません。

Q 交付要綱第3条の「それに類する場所」は何に類する場所なのでしょうか。

A 「不法投棄地のうち同法第15条の17に定める指定区域」に類する場所となります。「一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場」に類する場所ではありません。

Q ソーラーパネル（太陽光パネル）本体は交付対象となるのでしょうか。

A 交付対象となりません。

Q 補助対象となる事業とは、どこまでの実施段階を指すのでしょうか。契約のみの場合は対象となるのでしょうか。

A 年度内に契約行為のみを行う場合は交付対象となりません。実際に設備及び機器の購入又は設置等を実施し、年度内に完了する必要があります。また、実施要領に示すとおり、対象事業を実施した年度のうち又は翌年度までに、太陽光発電事業を開始する必要があります。

2 応募について

Q 公募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけますか。

A 受理はできません。

Q 環境省にて事業概要を説明したいと考えておりますが、相談には応じてもらえますか。

A 応募書類を提出いただく前に環境省の担当者が相談に応じることは可能ですが、有意義な議論を行うためにも、可能な限り応募書類を作成していただき、その資料により説明していただくようお願いいたします。

Q 複数年度にわたる事業の場合、応募はどのようにしたら良いのでしょうか。

A 複数年度にわたる事業については、年度ごとの事業の内容を明確にしたうえで、年度ごとに実施計画書等を提出いただきます。毎年度提出された実施計画書等を環境省において審査し、採択されれば、交付申請書の提出、交付決定の手続きが必要となります。

なお、初年度に採択された事業であっても、次年度以降に採択されることが約束されるわけではありませぬので、そのことを踏まえて応募について検討していただくようお願いいたします。

また、次年度以降の公募は、本事業の予算が次年度以降も継続した場合に限り実施するものです。従いまして、必ず行われるものではありません。

Q 二次公募に応募したいと考えているのですが、これは必ず実施されますか。

A 二次公募は、一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に剰余が生じた場合に限り実施することがあります。従いまして、必ず行われるものではありません。